

議員提出議案第 2 号

知立市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

提出者 知立市議会議員 神 谷 文 明

賛成者 知立市議会議員 中 野 智 基

〃 石 川 智 子

〃 佐 藤 修

知立市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(14) 知立市文化芸術推進基本計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市文化芸術推進基本計画を議決すべき事件とするため必要があるからである。

知立市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議員提出議案第2号、参考資料)

改正後	改正前
(議決すべき事件) 第3条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(13) 略 <u>(14) 知立市文化芸術推進基本計画</u>	(議決すべき事件) 第3条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(13) 略